

国税徴収法第104条の2の規定により、令和元年11月26日から同年12月3日の間に実施した不動産公売に係る公売財産の次順位買受申込者を次のとおり決定しましたので、同法第106条第2項の規定により公告します。

令和元年12月6日

京都市長 門川 大作

1 売却区分

行財5

2 公売財産の表示

(1) 土地

所 在 京都市右京区梅ヶ畑檜社町
地 番 10番1
地 目 山林
地 積 608㎡

(2) 建物

所 在 京都市右京区梅ヶ畑檜社町10番地1
家屋番号 10番1
種 類 事務所
構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
床面積 30.81㎡

以上登記簿による表示

公売財産(1)及び(2)は、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき、一括換価の方法により公売しました。

3 次順位買受申込価額

430,000円

4 次順位買受申込者の氏名又は名称

青木匠

5 次順位買受申込者の決定年月日

令和元年12月10日

6 売却決定の日時

国税徴収法第113条第2項に定める日

7 売却決定の場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市役所分庁舎1階 京都市行財政局税務部収納対策課

(行財政局税務部収納対策課)